

名古屋都市計画下水道の変更計画書（案）

（名古屋市決定）

名古屋都市計画下水道の変更（名古屋市決定）

都市計画名古屋公共下水道「３．下水管渠」の「（３）合流管渠」のうち、堀留山崎汚水送水幹線、山崎第３放流幹線を次のように追加する。また、同公共下水道「４．その他の施設」の「（２）処理施設」のうち、山崎終末処理場を次のように変更する。

３．下水管渠

（３）合流管渠

内 訳	位 置		備 考
	起点	終点	
堀留山崎汚水送水幹線	名古屋市南区 忠次一丁目	名古屋市中区 千代田一丁目	
山崎第３放流幹線	名古屋市南区 豊田町字忠次汐除川	名古屋市南区 忠次一丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

４．その他の施設

（２）処理施設

内 訳	位 置	備 考
山崎終末処理場	名古屋市南区忠次一丁目地内及び忠次二丁目地内	区域変更

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

（１）堀留山崎汚水送水幹線の追加

堀留終末処理場、熱田終末処理場、伝馬町終末処理場及び山崎終末処理場は老朽化に対応する必要がある。老朽化への対応として効率的な下水道整備を進め

るために、山崎終末処理場に集約する。集約化にあたり、堀留終末処理場、熱田終末処理場及び伝馬町終末処理場に流入する汚水を山崎終末処理場まで送水する必要があるため、処理施設間を連絡する堀留山崎汚水送水幹線を追加するもの。

（２）山崎第３放流幹線の追加

山崎第３放流幹線は堀留終末処理場、熱田終末処理場及び伝馬町終末処理場を集約化した山崎終末処理場で処理を行った処理水を山崎川に放流するための管渠施設である。老朽化対応が必要な山崎終末処理場について、運転を止めることなく建て替えるために山崎第３放流幹線を整備する必要がある。そのため、山崎第３放流幹線を追加するもの。

（３）山崎終末処理場の区域変更

山崎終末処理場は建設から 50 年以上が経過しており、老朽化に対応するため建替えが必要であるが、建替えは山崎終末処理場の運転を止めずに行う必要がある。また、堀留終末処理場、熱田終末処理場及び伝馬町終末処理場を山崎水処理センターに集約することに伴い処理能力を増強する必要があることから、現在の敷地面積では不足するため、敷地を拡大する必要がある。そのため、山崎終末処理場に隣接する忠道公園の一部まで区域を拡大するもの。